

吉備町・金屋町・清水町合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、吉備町・金屋町・清水町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、吉備町・金屋町・清水町合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査又は審議等を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、協議会の委員のうちから選任する。

2 選任方法、委員数その他必要な事項は、協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の会議に諮って、別に定める。

(役員)

第4条 小委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

(職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者等の出席)

第7条 小委員会は、必要に応じて学識経験者、県職員、3町の職員等に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は助言を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、小委員会における調査又は審議の経過及び結果について、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第 9 条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月5日から施行する。